○総務省告示第百七十九号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第五十三号）の施行に伴い、及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十七条第七号の規定に基づき、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（平成二十年総務省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年五月十四日

総務大臣　武田　良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他の特定の歳入に係る算定の基準） 第五条　規則第十七条第七号に規定する総務大臣が定める基準は、当該特定の歳入の額を、当該特定の歳入を充てることができる特定の事業の支出で除して得た数値の当該年度前三箇年度の平均値を、当該特定の事業に係る地方債の現在高等に乗じて得た額を上限として、当該地方公共団体における当該特定の歳入の収入見込みを勘案して得た額とする。	（その他の特定の歳入に係る算定の基準） 第五条　規則第十七条第六号に規定する総務大臣が定める基準は、当該特定の歳入の額を、当該特定の歳入を充てることができる特定の事業の支出で除して得た数値の当該年度前三箇年度の平均値を、当該特定の事業に係る地方債の現在高等に乗じて得た額を上限として、当該地方公共団体における当該特定の歳入の収入見込みを勘案して得た額とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。